

外航利用運送事業者倶楽部（NVOCC CLUB）入会手続きのご案内

関係者殿各位

本倶楽部(NVOCC CLUB)の入会のご案内をさせていただきます。
活動趣旨をご理解の上、御加入いただけますようお願い申し上げます。

<倶楽部活動の趣旨>

この倶楽部は、原則、中小法人及び個人を対象として、国際貨物輸送における国際条約と関連法規、若しくは荷主と運送人の責任範囲の普及啓発に関する事業を通じて、国際輸送を営む者又は営もうとする者の業界の健全な環境づくり及び会員の知識の向上、その結果としての安全且つ確実な国際輸送の実現を通して社会全体の利益と国際取引の発展に寄与することを目的とする。

<入会の手続き方法>

本倶楽部(NVOCC CLUB)への「正会員」入会手続きは、下記の通りでございます。

1. 入会者の資格

- (1)外航海運貨物利用運送事業または
- (2)外航海運に関わる貨物運送取扱事業を営む者 及び
- (3)前各号を営もうとする者で、且つ団体及び個人とします。

(1)については、入会申込時に外航海運の利用運送事業の登録または許可通知書のコピーの提出をお願いいたします。

(2)及び(3)については、会社の登記簿謄本または身分証明書のコピーの提出をお願いいたします。

2. 入会申し込み方法

「正会員入会申込書」に必要事項を記入の上、上記(1)又は(2)の該当する書類を添付して、お申し込みください。

3. 入会審査

入会申し込みに対して、本倶楽部の事務局において確認に必要な申込者に関する情報を収集し、理事長の確認後、入会金及び年会費を納入することにより、正会員として認められます。その証として当該会員の方をホームページに掲載いたします。

4. 入会費及び会費

会員資格は、一会計年度(9月1日から翌年8月末日)の間継続するものとし、途中の入会の場合は、入会月から当該会計年度末までとします。

- (1)入会金 10,000円(非課税)
- (2)年会費 60,000円(非課税)

5. NVOCC CLUB CT B/L 等運送書類のご利用について

第一種外航海運の利用運送事業を国土交通省に登録をされていて、尚且つ、利用運送約款の許可を得ることが、ご利用の前提条件となります。お申し込みは、所定の用紙によりお申し込み頂けます。